

令和3年第6回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月15日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和3年6月18日	午前10時00分
	閉 会	令和3年6月18日	午前11時38分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

6 番	真 部 卓 也	7 番	伊良波 勤
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

議 事 日 程

6月18日（金）4日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第35号	本部町指定金融機関の指定について (審議・採決)
2	議案第36号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)
3	議案第37号	備瀬農林水産物直売所の指定管理者の指定について (審議・採決)
4	議案第38号	もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について (審議・採決)
5	議案第39号	工事請負契約の締結について（本部町中層型浮魚礁設置工事） (審議・採決)
6	議案第40号	令和3年度本部町一般会計補正予算について (審議・採決)
7	議案第41号	令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (審議・採決)
8	議案第42号	本部町教育委員会委員の任命同意について (審議・採決)
9	意見書第1号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 松川秀清** これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

日程に入る前に、来週からの児童生徒の学校登校について教育長から報告があります。教育長。

○ **教育長 知念正昭** 冒頭、少し報告させていただきます。

県の緊急事態宣言が延長に伴って、再延長でありますけれども、学校のほうは通常に戻すということでもあります。それを受けて本町も今日いろいろと話し合いをした結果、やはり通常の投稿に戻すということで決めておりますので、そういうふうに取り計らっていきたいと思います。以上です。

○ **議長 松川秀清** 日程第1. 議案第35号 本部町指定金融機関の指定についてを議題とします。会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 上間辰巳** 議案第35号 本部町指定金融機関の指定について。地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、令和3年7月1日から令和5年6月30日まで、株式会社琉球銀行を本部町指定金融機関として指定する。令和3年6月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、出納事務の効率的運営と正確かつ安全を図り、住民の利便に資する上から、本部町に属する公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目、3枚目は参考資料となっておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。12番 座間味栄純議員。

○ **12番 座間味栄純** おはようございます。この指定金融の件ですけれども、去年JAの統廃合に伴って、非常に厳しいということで指定金融の件でも何とか行政で支援できないかということがありました。その中で300万円つけたと思うんですね。今回、琉銀にもそのまま300万円の委託料が出るということでしょうか。その辺を確認したいです。

○ **議長 松川秀清** 会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 上間辰巳** 12番、座間味議員にお答えいたします。

今回、琉球銀行が受けることになったんですけれども、琉球新報のほうでは負担金260万円ということで合意しています。以上です。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第35号 本部町指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 本部町指定金融機関の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第36号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** さきに提案しました議案第36号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案の2枚目をおめくりください。議案第36号参考資料の①のほうです。新旧対照表を使ってまずご説明いたします。現行の国民健康保険税は右のようになっております。附則の第14項の中で、昨年度の国民健康保険税の減免についての特例の事項が整備されておりますが、今回、改正案として、左の表に改めます。第14項第1号で昨年の減免規定について定めて、第2号、(2)のほうで今年度の減免について定めております。

次のページをご覧ください。次のページは参考資料②ということで、前回の説明とかぶりますが、制定の趣旨から読み上げていきたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々などに対し、令和2年度及び令和3年度の国民健康保険税の減免等を行う適用期間についても令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限分についても昨年同様減免の対象としたいということでありまして。また、市町村が減免をした場合、財政措置の支援も行われる予定であります。

現行の本部町国民健康保険税条例では、減免をする場合、「納期限前7日までに申請書を提出しなければならない。」と規定されております。年度当初に遡って減免申請を受け付けることができないため、遡って減免の適用をできるようにするためであります。

中段のほうに、国民健康保険税条例第24条第2項の規定が書かれております。第24条第2項、下線部分です。前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を証明する書類を添付した申請書を町長に提出しなければならない。というふうに定められております。

下のほうをご覧ください。参考の部分です。令和2年度に減免の適用を受けた件数について整理しております。減免につきましては、令和元年度分、これは8期分です。2月末の納期になる部分であります。32件の件数で、金額にして70万9,900円の減免を行っております。下のほう、令和2年度分、件数が39件、金額にして692万3,570円の減免をしております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第36号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第36号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第37号 備瀬農林水産物直売所の指定管理者の指定についてを議題とします。
農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** さきに提案してあります議案第37号について説明いたします。

議案書を1ページおめくりください。議案第37号参考資料でございます。備瀬農林水産物直売所の指定管理者の指定に係る経過でございます。平成18年4月26日から3期にわたりまして、15年間農業生産法人有限会社備瀬フクギ屋が指定管理を受けてございます。それをもちまして、今後5年間、また新たに指定管理に指定する予定で提案しております。

次のページをおめくりください。同じく参考資料でございます。直近5年間の収支状況でございます。4段目ぐらいの場所に収支合計がございますが、そこがその1年間の利益になる部分でございます。令和2年度におきましては、やはりコロナ禍の影響を受けまして、売上げも減りまして赤字になっておりますが、それ以前は黒字で経営をしております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第37号 備瀬農林水産物直売所の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 備瀬農林水産物直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第38号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。
教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案してあります議案第38号についてご説明いたします。

資料を1枚おめくりください。もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について。これまでの経緯であります。もとぶ文化協会が平成24年から令和2年3月31日までの8年間に本部町文化協会が指定管理者として受けておりました。令和2年4月1日から令和5年3月31

日までの3年間を中央公民館、町立図書館、町立博物館、3施設を町商工会が指定管理を受けております。今回、もとぶ文化交流センターの新設の工事が完了したことに伴い、町立博物館ともとぶ文化交流センターを令和3年7月30日から令和5年3月31日、残期間の1年245日間を本部町商工会で指定管理を行うものとなっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは少しお伺いしたいと思います。今回の指定管理として本部町商工会が今、出ておりますが、もとぶ文化交流センターと町立博物館の管理運営を行っていくわけですが、博物館の管理は、人員の配置には変わりはないのか。また専門的な学芸員とは言いませんが、専門的なそういった職員はちゃんと配置されているのかどうかということと、所管するのが教育委員会になりますが、これがあと1年と245日間の指定期間になりますが、いわゆる収支の監査とかそれも教育委員会が行うんですか、その2点をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず人員の配置であります。全体で9名配置しております。事務所がある部屋と、あとは図書資料室、博物館を9名で配置して行います。学芸員のほうも現在1名配置されております。あと監査におきましてもしっかりと、教育委員会ではなくて監査委員をもって監査していくということになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 教育委員会は町立運動公園や体育館の指定管理を体協でやっていますよね。考え方としては同じような、教育委員会が所管して、何かあれば指導したり、そういった予算上も教育委員会から出ますよね。なので、そういった監査といえればいいんですか、そういった年度年度の予算が適切に使われているのかというのは教育委員会がしっかりと管理するんですよね。もう一度お伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり予算は教育委員会から出ておりますので、あちらの事業計画書があります。体育館のほうもですね。それもしっかり、教育委員会が予算の使われ方もしっかり確認していくということでもあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 これは当初、もともと予算の出所が……、苦肉の策で建てたような予算の出所だったと思うんですが、これしかできなかったんでしょう。しかし、すばらしいものができたので、今後、運営していく中でしっかりと、商工会もすばらしいメンバーもそろっています。しかし、それに偏らないように社会教育の立場、社会教育の場でもありますから、そこら辺をしっかりと教育委員会からも指導していきながら、幅広く町民、もしくは町外からもこれだけすばらしい施設ですから来館して使われる可能性もありますので、しっかりと管理運営していただ

きたいと思いますが、最後に教育長、一言お願いします。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 もとぶ文化交流センターという立派な施設ができて、周囲の皆さんからの期待も非常に大きくて、これまで中央公民館を使っておりました各団体も、本当に待ち焦がれていると思います。偏りが無いようにということで、社会教育というところでも機能が十分生かせるようにということでやっておりますけれども、博物館も学芸員のスタッフも仕様書の中に学芸員を必ず入れるという規定も設けておりますので、彼らを中心として本部町の独自の取組、独自展示とかああいうのもずっと年間続けてやっておりますので、そういう面では非常に充実していけると思います。これからまた、この文化交流センターが本部半島地域のものとなりますので、1階のホールとかああいうところに、また歴史文化をやる機能を持たせるものも十分に検討しながらやっていきたいと考えています。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 指定管理制度というのは、ご存じのように小泉内閣時代のいわゆる公設民営化ということでこの制度ができたわけですがけれども、郵政民営化が平成19年でありますので、そのあたりから急速にこの制度が地方自治体に下りたというふうに理解をしております。せんだっての課長会議の課長の皆さんのヒアリングでも私質問しましたけれども、これを地方自治体の条例で定めて選定方法については基準を定めなさいというのが地方自治法であります。この間、聞いた限りでは本町もそれに従って、選定方法については基準を定めて選定しているという話を聞きました。それで納得しましたけれども、この件は、今の案件は5条関係ですか。いわゆる4条関係で公募をして指定する方法、指定管理。それと公募によらない指定管理というのがありますけれども、これは5条で読んでいいんですか。要するに公募を行わない指定管理という解釈でよろしいですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 1番、仲程議員にご説明いたします。

町にも指定管理者の指定手続等に関する条例がございまして、議員がおっしゃるとおり公募によらない指定管理者の候補の選定ということで、5条のほうで今回行っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 今後もそういった種の指定管理というのはこれからも出てくると思うので、参考までにお尋ねしますけれども、現行のいう指定管理の中で4条関係、それと5条関係、それぞれ何件あるのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

すみません、今手元に全ての管理のものを持っておりませんが、複数十数件、指定管理、民間の力を借りまして指定管理しているところでございます。その中で、先ほど議員おっしゃったとおり二通りあります。公募によるものと選定するものですね。町の基本スタンスとしてはどの方

向で行くというのを十分審議をしますけれども、町内で町の任意団体、あるいは法人も含めてですけれども、ノウハウを活用できるのであれば選定でいきましょうとか、いろいろな取り決めがありますけれども、その中で選定によらずに一般公募をした施設が2つございます。1つがハーソー公園、具志堅にあります田園空間事業のハーソー公園の管理委託。そして本部港にあります冷凍冷蔵施設、この2件が一般公募によるものでございます。以上です。

- 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時24分）
再開します。 再開（午前10時24分）
総務課長。

- 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

申し訳ございません。1件抜けておりました。4月から開始されております本部学童クラブ、本部小学校の隣にございますけれども、そちらも一般公募によるものでございますので3件でございます。よろしく願いいたします。

- 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

- 1番 仲程 清 分かりました。

- 議長 松川秀清 質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第38号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第39号 工事請負契約の締結について（本部町中層型浮魚礁設置工事）を議題とします。農林水産課長。

- 農林水産課長 松本一也 さきに提案してあります議案第39号について説明いたします。

議案書の次のページをおめくりください。議案第39号の資料でございます。本部町中層型浮魚礁の設置工事請負契約の概要でございます。工期につきましては180日、指名業者が本部造園から、一番下の比嘉建設工業まで12者で入札を行っております。3番目に工事概要ですが、回収工が一式、製作工が一式、設置工が一式となっております。

次のページをおめくりください。入札結果報告書となっております。以上です。

- 議長 松川秀清 質疑を行います。7番 伊良波 勤議員。

- 7番 伊良波 勤 参考までに課長にお伺いしたいと思います。

これはかなり特殊なもので、工事概要の中で設置とありますけれども、この設置は落札した沖建さんがやるのか。それとも参考資料の中にちょっと小さな文字、サカイオーベックス株式会社とあるんですけれども、このサカイオーベックス株式会社というのは、この中でどういうふうに参加しているのか。ちょっとここをお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 7番、伊良波議員のほうに説明いたします。

この事業につきましては、おっしゃるとおり特殊業務になっておりまして、まず回収業務ですが、今現在、2基のパヤオが設置されていますが、深海のところに設置しておりますので、その回収と。そのパヤオの製造に係る一式と、それとまた新たに設置するという工事なんですけれども、参考資料につけてありますサカイオーベックスにつきましては、その設計図のみの会社でございます。工事の沖建につきましては、そこの設計の調整、製造の調整、設置の調整に参入してきまして工事を進めるという形になっております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今回、回収、そしてまた新たなものの設置となっておりますが、この回収される、これまで使っていた中層型浮魚礁、いわゆるパヤオは何年間これは使用されていたのかと。これの管理運営は漁協になるのかと思いますが、まず我々町としてはこれを造りましたと。管理運営は漁協に任せますと。実際にこれがどれだけの漁民の皆さんに影響があったのかというのは報告がこれまでにあったのか。どれだけの漁獲高が上がったのかというのは、そういった報告などは当局にあるのかどうかを聞きたいのと。今回、予算額1億4,000万円が当初予算でのせられたのですが、うちのいわゆる持ち出し、これは県の支出金が1億1,000万円程度ありましたよね。うちの持ち出し、町からの持ち出しは幾らになっているのか。それをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

3点の質疑がございました。まず耐用年数ですけれども、パヤオにつきましては10年の耐用年数という形になっておりまして、ちょうど今回10年を迎えましたので新設するという形になっております。それと利用者がどのぐらい活用しているのかとか、そういった報告があるのかどうかということでもありますけれども、毎年漁協のほうから事業の報告書がございまして。これは全体的な報告書ですけれども、その中に漁獲高とかの資料がございまして、それを確認して我々は精査しています。ちなみにそのパヤオを利用して、じゃあどのぐらい上がっているのかと申しますと、カツオ漁におきましてはほとんどがそのパヤオを利用してあります。あとそのパヤオを利用して、遊漁の対象になっておりますので、マグロとかシイラ、そこに近寄ってくる魚を漁獲しております。これは平成29年度の資料なんですけれども、大体4,200万円ぐらいの漁獲がございまして。あと当初予算の1億2,900万円余りございまして、その本部町の持ち出しが全体の16.7%、金額にしますと2,100万円余りが本部町の持ち出しでございまして。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 この10年間の間の、例えばパヤオというのは整備があったり、何か補修があったりとか、そういったものもあるんですか。それともそのまま10年間放置するだけでいいのか。もしそれが補修や何かがあれば、どこが管理運営主体となるのかを聞きたいのと。当局の持ち出しが今回2,100万円程度ということでありましたが、そのうちで起債したのはどの程度なのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

まず1点目の補修の件ですけれども、このパヤオにつきましては、深海700メートルから900メートルの海底に設置しまして、そこからアンカーをつけてロープで、ワイヤーで浮かせて設置するものなんですけれども、耐用年数が10年とありますので、特段補修することはないです。ただ、10年を過ぎますとワイヤーなどが弱くなってそれが破損するということがありますので、そうしますと大型のタンカーとかそういったもののスクリューに絡まったりするという事例もあるものですから、最終的には10年で回収するという形を取っております。あと、本部町が持ち出した費用につきましては全額起債してございます。以上です。

説明漏れですが、このパヤオの調査のために年1回実際にそのパヤオの周辺に魚が寄りついていのかどうかという試験的な調査もありますので、それを含め、その時点で破損などがないかどうかというものは確認をしております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第39号 工事請負契約の締結について(本部町中層型浮魚礁設置工事)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 工事請負契約の締結について(本部町中層型浮魚礁設置工事)は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第40号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案しております議案第40号 令和3年度本部町一般会計補正予算について説明をいたします。

3枚目をお開きください。令和3年度本部町一般会計補正予算。令和3年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1億230万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億58万5,000円と

する。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

事項別明細書でもって個々の事業の説明をさせていただきます。時間の都合上、主要な部分を説明させていただきます。事項別明細書の歳出から説明をいたします。6ページ、7ページをお願いいたします。2款総務費でございます。1項6目企画費、7ページの上から2段目、離島航路運営費補助金1,156万2,000円でございますが、こちらは水納丸を運航しております水納海運の令和2年度の決算におきまして、欠損金が生じたことから要綱に基づき補助するものでございます。国が約45%、県が37%、町が19%の割合でございます。この町の19%分を計上しているものでございます。町からの補助分につきましては、特別交付税で80%措置されることになっております。この下、南米子弟研修生受入補助金300万円の減額でございます。こちらは新型コロナウイルスの感染拡大の状況から、南米子弟の受入れを2名見合わせておりますので、その減額分でございます。その下、コミュニティ助成事業補助金250万円、こちらは宝くじの収益を原資としたコミュニティ助成事業でございまして、10分の10の充当を行っております。今年度は渡久地行政区に会議用テーブル、テント、エアコン、アンプ、防犯灯の整備を行うものでございます。こちらの行政区につきましましては、区長会で輪番を決めまして、この助成金がある年にその輪番に応じて各行政区に250万円の割り当てを行っているものでございます。続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。1目の徴税総務費、9ページの一番上でございます。償還金利子及び割引料1,029万1,000円、こちらは鉱産税の還付金でございます。鉱産の業者から、平成28年から令和2年度までの5年間、税納付の誤りがあったと更正請求がありました。町で精査した結果、誤納付が認められましたので、その還付をするものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。衛生費でございます。1目清掃総務費、17ページの2段目、車両購入費441万9,000円、こちらは塵芥車、いわゆるパッカー車の車両購入でございます。車両、現在4トン車が走っておりますが、その車両の耐用年数を迎えますことによって、新たに購入するものでございますが、当初予算では3トン車の計画で予算を計上しておりましたが、委託業者との調整により、4トン車に変更を行うものでございまして、その差額分を今回計上しているものでございます。

次のページをお願いいたします。18、19ページ、農林水産業費の19ページの下から3段目をお願いいたします。園芸産地機械整備事業補助金1,920万円、こちらは菊などの花を自動で結束するロボット、いわゆる花ロボを導入する補助でございます。沖縄県花卉園芸農業協同組合に3台導入いたします。県の一括交付金事業を活用した事業でありまして、沖縄県が8割、花卉農協が2割負担となります。本町の負担はございません。続きましてその下、災害に強い栽培施設の導入推進事業補助金3,489万8,000円、こちらは農業用のビニールハウスで災害に強い強化型パイプハウスの導入補助事業でございます。発注者が沖縄県農業協同組合、JAでございます。そこに3棟導入するものでございます。こちら先ほどと同じく県の一括交付金事業を活用したものでござ

いまして、県が8割、JAが2割の負担となります。本町の負担はございません。その下、さとうきび収穫機械機能向上補助金136万円、こちらはサトウキビの収穫機械、ハーベスターの長寿命化を図るため一部部品の交換を行う事業でございます。対象はJAが所有しますハーベスター1台でございます。こちら県の一括交付金事業でございます、負担割合は先ほど説明したものと一緒でございます。本町の負担はございません。

続きまして、20ページ、21ページをお願いします。商工費でございます。需用費、委託料等を計上しております。まず需用費で1,323万1,000円、委託料で33万7,000円、あと使用料、賃借料で24万7,000円、合計で1,381万5,000円になりますが、こちらは大浜にあります産業支援センターが今年4月から直営で管理することとなっております。そのことに伴い光熱水費、エレベーターの点検委託料などが発生してきますので、その分を計上しているものでございます。同時に店舗使用料の収入も発生しておりますので、後ほど歳入のほうで説明をいたします。続きまして、下から3段目、産業支援センター屋外トイレ設置工事費98万4,000円、こちらは産業支援センターの利便性の向上を図るため、産業支援センターの屋外トイレを整備する事業でございます。場所は、産業支援センターの正面入り口の右側を予定しているところでございます。

22、23ページをお願いいたします。土木費の2目道路維持費でございますが、23ページの中ほどに工事費、町内道路維持工事費646万円でございます。こちらは一般質問でも出ましたが、大雨高潮の際に道路の冠水が起こる箇所のかさ上げを行う工事でございます。本部中学校の横にありますポンプ場の前と本部スポーツ前の2か所を予定しております、そのことによって道路の冠水の解消を図るものでございます。以上、歳出でございます。

歳入の説明をいたします。事項別明細書の2ページ、3ページ目をお願いいたします。3ページ目で説明いたします。上から4段目に産業支援センター店舗等使用料562万1,000円がございます。こちらは先ほど直営で管理すると申し上げましたが、直営になりますので産業支援センターに入居している店舗あるいは事務室の使用料の収入分でございます。それに併せまして、一番下の段を見てもらえますでしょうか。産業支援センター光熱水費使用料1,032万円、こちらは産業支援センターの水道光熱水費の請求が本町に来ます、各会社から。本町に来ますので、本町のほうで一旦立替えます。その立て替えた分を使用料に応じて店舗、あるいは事務室を入居している団体等から歳入として受けるものでございます。

前後しますけれども、申し訳ございません。4ページ、5ページをお願いいたします。5ページ目の上から2段目、これは過年度収入分でございますが、3億4,754万5,000円が過年度収入として入ってきます。こちらは大浜に建設をしておりますもとぶ文化交流センターの国庫の歳入分でございます。令和2年度での支払い分に対しまして、ちょっとこれは特異なケースでございますが、事故繰越しになったため、令和2年度で入ってくる予定の国庫が事故繰りのため入ってきませんでした。しかし、業者には支払わなければいけませんので町の単費を使いまして、令和2年度に支払っております。令和3年度でその国庫分が入ってきますので、その立て替えた分を過年度収入ということで受け入れるということでございます。それに伴いまして、3ページへ戻っ

ていただけますでしょうか。3ページの下段のほうにございます繰入金の財政調整基金取崩金2億1,000万円、当初で2億1,000万円取り崩して予算組みいたしました、今回、立て替えた分が国庫から入ってきましたので、その分を財政調整基金に戻すということの作業を行います。そのことによって令和3年度の財政調整基金の取崩はゼロということになります。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 2点質疑したいと思います。

まず、地方交付税についてでございます。私も勉強不足で分からない点があるので教えていただきたいのですが、まず今回の補正を質問する前に当初予算の確認をいたしました。地方交付税の当初予算21億7,649万9,000円、前年比約8,000万円の減というふうになっているかと思えます。そこから5月20日の臨時議会で、さらに約700万円の減少となっております。そして、本定例会においてさらに1億1,156万7,000円の減額となっておりますので、今回の補正予算において、前年から約2億円近い地方交付税の減額ということが分かったと思えます。今この5月、6月と減額となっている現状、減額の要因をお伺いしたいのと、今後の見通しをお伺いしたいと思います。これがまず1点目になります。

もう1点目ですが、介護保険広域連合負担金についてでございます。介護保険広域連合への負担金が894万4,000円の減額ということになっているかと思えますので、今年度はもう増える見込みがないのか、また併せて具体的な要因についても伺いたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 3番、山川議員にご説明いたします。

地方交付税の減額分でございますが、まず今回の1億1,000万円の減額の説明からさせていただきます。先ほどもとぶ文化交流センターの国庫分が、立て替えた分が令和3年度に入ってきましたと説明をいたしました。その中で財政調整基金に組みました。さらに余剰がありますので、その分を交付税から減額しております。そのことによりまして交付税は約3億1,000万円、今留保として持っております。決して全額が減額になって入ってこないというわけではなくて、今後9月、12月、3月の補正予算の財源として、財源として持っていくということですね。なので決して、対前年度に対して減額されてこれだけしか入ってこないというわけではなくて、大体同等程度を見込んでいますけれども、今後の補正予算の留保として、財源として持っているということでございます。その額が約3億1,000万円でございます。

○ 議長 松川秀清 福祉課長。

○ 福祉課長 大城尚子 3番、山川議員にご説明いたします。

当初、介護保険広域連合のほうで事業計画に基づいて当初予算のほうを給付の見込みによって予算計上しておりましたが、令和2年度の12月末の給付の実績を見たときに大きな要因として、給付実績自体が、当初予算を大きく見込んでいたために実績はさほど伸びていなかったということから、より実績に沿った形での負担金の確定となっているところです。給付実績自体は下がっ

ているのではないんですが、見込み時点で大きく見込んだための減額となっております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今の質疑に関連します。

少し気になったのでもう少し聞きたいのですが、地方交付税の部分に関しましたら、昨年来から説明があるとおり国勢調査の人口減による地方交付税の減があるだろうということでありましたが、今3億1,000万円の留保があるとおっしゃっていましたが、実際にどの程度減額に前年度からなっているんですか。それをお伺いしたいのと。

今の介護広域の部分、負担金、より実績に沿った部分で減額補正したということなんですが、私が気になったのは、じゃあもう今年はこれ以上増えないということなんですよねということですね。減額補正するんだったらもう少し後でもいいのかなと思ったりもしたんですけれども、今減額補正するということはこの負担金がまた新たに予算組みされることはないと考えてもいいのか。そこら辺をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

地方交付税でございますが、毎年そうですけれども、正確な数字というのはなかなか読みづらいところがあります。国の予算の範囲内というのがありますので読みづらいところがありますけれども、試算している中で人口減によりまして、約1億5,000万円の減額でございます。その試算によると1人当たり約15万円の影響額があるだろうと、減額の影響額1億5,000万円。しかし一方で、税は固定資産を中心に歳入が伸びております……申し訳ございません、歳出のほうで新たに措置される分が出てきておりまして、例えば会計年度任用職員の係る経費、今は賞与、ボーナスも出ますけれども、その賞与の分は交付税措置されます等々がありまして、最終的には3,000万円から5,000万円程度が減額になるのではないかと見込んではいますけれども、それがぴったり来るかというのはやってみないと分からないところがございます。その辺もありますので今のところ対前年度同額とみた場合に、3億1,000万円の留保を抱えていると、持っているという状況でございます。

○ 議長 松川秀清 福祉課長。

○ 福祉課長 大城尚子 13番、喜納議員にご説明いたします。

今回の減額については、私たちのほうでもちょっと懸念するところがあったんですけども、今年度中にまた増えることがあるのかということがあったんですが、今年度中の負担金の増減はないということで、今後の給付額の見込みによって次年度以降の負担金が、また今回、今年の末頃に算定されると思うんですけども、そちらのほうに反映されるかと思えます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 農業費で確認したいんですけども、19ページの災害に強い栽培施設の導入、これはハウス事業ですけども、品目と、この品目に対しての苗木までこれは入っているのか確認したいのと。

あと1点、次の21ページの産業支援センターのトイレ、これはずっと前からトイレの必要性というのは要望されてはいたけれども、98万円、その金額でトイレができるのかということもちょっと気になるんですけれども、トイレの場合は大小ありますので、これは何基か、その辺も確認したい。その2点をお願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 12番、座間味議員のほうに説明いたします。

ビニールハウスの設置ですけれども、品目につきましては指定されておまして、指定というより新規で作物を作りたいということがありまして、今回導入となっております。品目につきましてはトルコギキョウとなっております。その苗までこの費用に入っているかということですが、苗の代金は入っておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、座間味議員にご説明いたします。

トイレの設置、男子トイレと女子トイレ、大小1個ずつであります。これは業者からの見積りを取って、今回予算計上しております。大分安く見えるとは思いますが、この分、下水道のつながりができるので、普通だと下水道が入っていないところだともう少し、浄化槽のほうで金がかかってくるので、その分が浮いている状況で、この予算となっております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第40号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 令和3年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第41号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 さきに提案しました議案第41号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案書の1枚目をおめくりください。黒の背表紙の議案になっております。令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,548万1,000円とする。第2項、

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

3枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書、総括にて説明させていただきます。まず下の段、歳出の部分をご覧ください。左のほう、2款保険給付費、43万2,000円の補正増額となっております。これは国民健康保険の傷病手当が今年度9月まで延長されたことによる補正増となっております。国民健康保険に加入されている方で、事業主ではなくて雇用されている方が対象となっております。この金額の上限が日額3万8,807円となっております。この金額の2週間を傷病手当の期間として算定しております。2週間で算定しますと、14日になるんですが、待機期間ということで休んで3日間は手当が下りない日があります。また土日、週末が2回入ってきますので、待機期間と週末4日間を引きますと実質7日間が支給の対象となります。この約3万円余りの7日間の2人分として43万2,000円を歳出の保険給付費へ予算を計上しております。

上の表をご覧ください。歳入の部分です。6款県支出金、同じく43万2,000円、同額県から入ってくることでとなっております。説明は以上です。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第41号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第42号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。町長。

○ **町長 平良武康** さきに提案しております本部町教育委員会任命同意につきまして、提案理由についても説明してございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第42号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 本部町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時10分)

再開します。

再 開 (午前11時15分)

日程第9. 意見書第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 それでは意見書を発表いたします。

意見書第1号、令和3年6月18日。本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 具志堅正英、賛成者、本部町議会議員 仲宗根須磨子、賛成者、本部町議会議員 山川 竜。沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書。沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などでなくなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。また、平和への想いなくして観光産業は成り立たないことを、観光立町である本町が発信する意義は大きく、鉱山開発が地域社会と調和する大切さを再認識するものである。よって本町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記、1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入している土砂を辺野古新基地建設の埋立に使用しないこと。2、遺骨収集を国の責任によって早急に行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年6月18日、沖縄県本部町議会。宛先、内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄県議会議長、沖縄防衛局長。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。6番 真部卓也議員。

○ 6番 真部卓也 今、意見書を伺いました。まず初めに、私も遺骨等が混入している土砂というのは、どこであつても埋立てに使用してはいけないということは私も理解しております。その中でこの意見書を見ていると鉱山開発会社に対して縛りができてしまうのではないかという観

点から、一議会在こういったものをしてしまうと、こういった縛りの中で一つの企業が不利益を被るようなものに関しては、ちょっとまだ私の意見の中で考えている、私が持っている知識の中ではまだ賛同できないということでもあります。

なので、遺骨が混入している土砂はどこであっても埋立てに使うのは人道的にこれは考えても、誰が考えても駄目なものであるということですが、この意見書全体を見た中で、やはり鉾山開発業者に対しての縛りがこれは出てしまうのではないかと。一企業に対して不利益を被るようなものは、今のこの判断ではできないということで、私は反対したいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 次に賛成討論の発言を許します。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 意見書第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書に賛成の立場から討論をいたします。

戦後76年、凄惨な地上戦が行われた沖縄県では、いまだに多くの戦没者の遺骨等が誰にも気づかれず、供養もされずに土に埋もれたままの状態となっております。いまだ供養されていない戦没者の遺骨等が埋まっている現状の中、その土砂を辺野古新基地建設の埋立てに使用することは、声なき死者への冒瀆であり、人道上の問題があると考えます。沖縄戦で犠牲を強いられた多くの沖縄県民と日本兵、米兵の遺骨等が含まれる土砂を埋立てに使われることは、国籍を問わず多くの人が納得できることではなく、人道上許されない行為であり、県民の心を踏みにじるものだと考えます。

本部町も渡久地を中心に町内の各字に、米軍からの総攻撃を受け、被害が大きく、平和の礎には多くの町民が刻銘されております。慰霊の日を前に無念の思いで亡くなられた戦没者は、現在、この先も沖縄の平和を、不戦の誓いを、沖縄県南部、また県内様々な地で願っておられると私は思っております。また、平和でなければ観光産業は成り立たないことから、慰霊の日を前に観光立町である本町が平和への思いを発信する意義は大きいと考えます。

そういったことも含めて、戦没者の遺骨等が含まれる土砂を辺野古新基地建設の埋立てに使うことは到底許されるものではなく、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書に賛成の討論といたします。各議員のご賛同をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 次に反対討論の発言を許します。2番 長濱 功議員。

○ 2番 長濱 功 私を一応、遺骨の入った土砂を使用することについては反対なんですけれども、企業さんは遺骨の入った土砂は使わないと新聞でも私拝見したんですけれども、一番そこで怖いのは一般民間企業が入っているということが一番怖いんですよ。なぜかといえば、風評被害ですね、それを使っているといううわさだけで世の中は風評被害が起きてきます。

また、福島原発でもそうなんですけれども、10年余ってまだ風評被害が残っています。風評被害で一般企業、また産業を萎縮させるようなことがあってはならないと。それを政治利用してはいけないと私は思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 意見書第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用し

ないよう求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

この沖縄では、かつての大戦で沖縄全土が焦土と化し、あらゆる地獄を集結したと言われるほど凄惨な地上戦が行われました。私たちは、身内や地域の人々から折に触れ沖縄戦の悲惨さ、恐ろしさを聞かされてきました。鉄の暴風が吹き荒れたと言われるこの沖縄戦で命を落とし、いまだ遺骨が見つかっていない方々が大勢いらっしゃいます。本部町出身の方も例外ではありません。もしかしたら、南部の土砂に含まれている可能性も否定できません。

この沖縄において、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋立てに使うことは人道上決して許されるものではありません。戦後76年間、無念の死を遂げ、いまだに供養もされず土の中で眠り続けている御霊に対する二重の冒瀆です。

無情にも戦禍に散った命、そしてせめて遺骨だけでもと待ち続ける遺族の悲しみに思いをはせるとき、戦争はまだ終わっていないと感じます。今を生きている私たちがこの沖縄戦を次代を担う子供たちに語り継いでいかなければならないと思います。そうすることがあらゆる戦没者を供養し、遺骨を守ることに繋がっていくものと考えます。慰霊の日を前にして、観光立町である我々が本部町が全ての戦没者の御霊に寄り添い、平和への願いを発信する意義はとりわけ大きいと思います。

以上の理由により、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書に賛成の討論といたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 次に本案に対する反対討論の発言を許します。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 反対討論を行います。

戦没者の遺骨が含んだ土砂は埋立てに使用させてはなりません。これは当然のことです。しかし、この意見書の発端は、南部地域の土砂が米軍普天間飛行場の辺野古移設工事に使われる可能性を危惧した遺骨収集ボランティアの反対運動が事の発端でありました。そのため、南部の採石業者が標的にされ、マスコミが騒ぎ世論が形成され、一企業が大変な事業的損益を受けている可能性があります。辺野古移設工事に使用されるかもしれないという憶測でもって、企業活動に規制をかけることが果たして許されることでしょうか。

激戦地であった沖縄は、どこの土砂を取っても戦没者の遺骨が出る可能性があります。この意見書の目的は遺骨収集を利用した辺野古埋立て阻止と、これから行われるであろう那覇軍港移設に伴う埋立て阻止にあると思われまます。貴い戦没者の遺骨収集が政治利用されてはならないと思います。遺骨が発見されたらその都度、大切にご安置し、魂の安らぎを願うことが大切なことであり、政争の具にしてはならないと思います。

6月13日に香港の民主活動家周庭さんが釈放されました。笑顔がなく、非常にやつれた姿で報道陣の前に姿を現し、何も語ることなくその場から立ち去った、収監され、どのような仕打ちが行われたか分かりませんが、かなりひどいことが行われたのではないかと想像されます。その人権弾圧国家中国が尖閣諸島を侵略しようとしております。今までは辺野古埋立て反対でマスコミによる世論形成ができましたが、今は違います。香港市民の命がけのデモにより中国の正体が見

えてきました。尖閣諸島が危機的状況にあるときに埋立て反対で米軍を追い出すことが果たして沖縄の平和につながるのでしょうか。決してそうはならないと思います。無防備になることがいかに危険であるか、中国に侵略された国々の今の姿を見たら分かると思います。

判断を間違ったら国が滅びます。私たち沖縄が明日の香港にならないためにも日米同盟は大変重要な時期に来ております。大事なことを決めるときはあらゆる方面から情報を収集し、誰が正しいかではなく、何が正しいのかという視点で判断することが肝要かと思えます。世論に流され感情的にならず、冷静な目を持つことが大切だと思います。

以上の観点から私は、国家安全保障の観点からその意見書には反対であります。

○ 議長 松川秀清 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 では、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の賛成という立場で討論を行いたいと思います。

先ほど来、賛成討論、反対討論を聞いておりましたが、やはり遺骨等を含む土砂が埋立て、特に新たな軍事基地辺野古新基地建設の埋立てに使われるということは誰が考えても、県民全ての総意だと考えます。こういった土砂は使ってはいけないと。我々はこの意見書は未来に対しての意見書でございます。今、様々な賛成討論の立場で、現在の一業者へのという文言がありましたが、そういった意図は全くなく、我々はこの戦後76年がたって、いまだにあの南部地域の激戦地の土砂が、遺骨が埋まっているあの地域の土砂を決して埋立てに使用してはいけないという観点から今回の意見書を提出させていただきました。

この意見書を出すに当たりまして、やはり我々としてもただこの新聞報道を聞いただけでは出せないだろうということで現地に行き、そしてその場所をしっかりと見て、その周辺がどういう地域なのかというのも見てまいりました。様々な各県の碑やその地域には魂魄之塔、様々な戦死者を弔う碑がありました。そのすぐ後ろにあるその場所から土砂を採掘して埋立てに使おうというのはまさしく言語道断であり、これは人道上許される問題ではございません。

なおかつ、この意見書の中にありますとおり本町は観光立町でございます。平和なくして、やはり観光は成り立ちません。

しかし、この鉱山開発は我々沖縄県の開発を支えてきたというのも事実でございます。特に本町は隣に鉱山もありました。それとつき合って今後行かなければなりません。3月に崎浜議員の一般質問もありましたが、あそこで出る泥水をかぶる、そういった被害はなくしたほうがいい。そういう質問もありました。我々は、そういった鉱山開発と今後どのようにつき合っていくのか。過度な鉱山開発が沖縄県に及ぼす環境はどういうふうになっていくのか。その土砂が何に使われていくのか。我々は注視しないとイケません。沖縄県民として、そしてこの本部町の議員として、何を伝えないとイケないのか、そういった思いもございませぬ。

そういった思いを含めて、今回の沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書に賛成の立場から私は討論いたします。

○ 議長 松川秀清 これで討論を終わります。

これから意見書第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立5名、少数です。したがって意見書第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書は、否決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第6回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年第6回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前11時38分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 真 部 卓 也

本部町議会議員 伊良波 勤